

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 53 号。以下「民事関係手続デジタル化法」という。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の改正について

第 1 改正の趣旨

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号）において、民事訴訟手続がデジタル化されたことを踏まえ、保護命令に関する手続に関し、電子情報処理組織による申立て、電子決定書の送達、電磁的事件記録の閲覧等を可能とするための規定の整備等を行う。

第 2 改正の概要

1 配偶者暴力相談支援センター又は警察署の長に対する書面等の提出請求

申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまで又は同条第 2 項第 3 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合に、裁判所が当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に提出を求める資料に、電磁的記録を追加することとした。（第 14 条第 2 項関係）

2 保護命令の申立てについての決定等

保護命令は、相手方に対する電子決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずるものとした。（第 15 条第 2 項関係）

3 電磁的事件記録の閲覧等及び事件に関する事項の証明（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）

- (1) 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供の請求をすることができるものとした。
- (2) 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を証明した書面の交付又は電磁的記録の提供の請求をすることができるものとした。
- (3) 相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、(1)及び(2)による請求をすることがで

きないものとした。

4 民事訴訟法の準用

特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第132条の13の規定を除く。）を準用するものとした。（第21条関係）

5 施行期日等

- (1) その他所要の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定めることとした。（手続デジタル化法第186条～第198条等関係）
- (2) この法律は、原則として、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとした。（民事関係手続デジタル化法附則関係）

※ このほか、民事関係手続デジタル化法において、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）が改正され、郵便費用の予納の制度の廃止に伴い、保護命令の申立てに要する手数料が変更される（公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。